



総務省

**電気通信事業分野における
経済安全保障の確保の在り方
報告書 概要**
(経済安全保障WG)

**令和6年10月29日
経済安全保障WG事務局**

外資等規制に関する制度等の概要

外資規制関係

- ① **電気通信事業法における外資等規制**（外資規制及び外国人役員規制）は、**累次の規制緩和を経て全て廃止**^{※1}され、現在、外国投資家による電気通信事業者の株式取得は**外為法**（外国為替及び外国貿易法）により規律されている。
- ② 外為法における外資規制は、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期するため、**国の安全を損なうおそれ等のある1%以上の個々の株式取得等**について**事前届出により個別審査**（一定の基準を遵守した場合には、事前届出の免除あり）を行う等の規制を課している。
- ③ NTT持株については、外為法に加え、NTT法において、我が国を代表する**基幹的電気通信事業者としての役割**、特に**我が国の安全の確保に対する役割**に鑑み、**外国の影響力に対する経営の自主性を確保**するため、**外国人の議決権保有割合が1/3以上となることを禁止**^{※2}している。

※1 1994年に国際衛星通信事業者、WTO自由化約束を経て1998年に旧第一種電気通信事業者（電気通信回線設備を設置する電気通信事業者）に対する外資規制は撤廃された。

※2 立法当時は外国人等による株式保有を禁じていたが、1992年にはその議決権保有割合が5分の1未満まで緩和され、2001年に現行制度に改められた。

外国人役員規制関係

- ① NTT法は、我が国を代表する**基幹的電気通信事業者としての役割**、特に我が国の安全の確保に対する役割に鑑み、**外国の影響力に対する経営の自主性を確保**するため、**NTT持株とNTT東西について、外国人役員**（取締役・監査役等が対象）を**一切認めない規制が設けられていた**。
- ② グローバルかつ多様な観点での経営を可能とし、国際展開の更なる強化を図ること及び取締役会の議論を活性化させ、会社経営の安定に資することなどを目的として、情報通信審議会の「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」第一次答申（2024年2月）を踏まえた**令和6年のNTT法改正により**、当該規制は、**外国人が「代表取締役でないこと」かつ「役員の1/3未満」に緩和された**。

外資総量規制の在り方

- ① **NTTに対する外資総量規制は、以下の点から維持することが適当。**なお、その在り方は、個別投資審査制度の状況等を踏まえ、**不断の検討が必要**。また、規制の実効性確保のため、**遵守状況等を定期的に確認する制度を導入することが適当**。
 - ・ NTTが電電公社から承継した**全国規模の線路敷設基盤**は、**我が国の通信インフラ全体を支える公共的な役割**を担っており、その経営から**外国の影響力を排除することは重要**であること（必要性）
 - ・ 規制の閾値は1/3であるため、NTTの**外資比率（20%台前半）**からみて外国人等の**株式取得に現在支障はないこと**、また、**閾値に達しても配当は制限されないため配当目的の株式取得に支障はなく**、投資家から**特段の撤廃要望等もないこと**（妥当性）
 - ・ **外為法の個別投資審査は、日本居住の外国人による投資は対象外であり、国籍要件を採用するNTT法の外資総量規制の代替は困難**と考えられ、経済安全保障上のリスクが高まる中では、引き続き、**目的と手段に差異がある外為法の個別投資審査とNTT法の外資総量規制が相まって、外国の影響力排除を図ることが適当**であること（代替性）
- ② **NTT以外の主要通信事業者に対する外資総量規制は、対日投資促進政策の阻害の懸念や国際約束との関係等に鑑み、国際的な規制動向等を踏まえつつ、慎重に検討することが適当。**

個別投資審査の在り方

- ③ **個別投資審査の強化は、経済安全保障のリスクに対し有効な措置である一方、審査終了まで株式取得が認められず、投資家への影響等との関係で丁寧な検討が必要**。**外為法の個別投資審査の制度見直し**（投資家属性に照らして経済安全保障上のリスクが典型的に低いとは認められない外国投資家の事前届出免除制度の利用を不可とする等）に向けた取組は、両者のバランスに配慮したものであり、**国際約束との整合性が確保できるのであれば望ましい**。

外国人役員規制の在り方

- ④ **NTTの外国人役員規制は、2024年の法改正による規制緩和の効果・影響を検証した上で引き続き検討することが適当**。**他の主要通信事業者への外国人役員規制の導入は、外資規制の検討状況等を踏まえつつ、慎重に検討することが適当**。

構成員等

- 相田 仁 東京大学 特命教授
- 神保 謙 慶應義塾大学 総合政策学部 教授
／公益財団法人 国際文化会館 常務理事
- 田島 正広 弁護士、田島・寺西・遠藤法律事務所 代表パートナー
- 手塚 悟 慶應義塾大学 グローバルリサーチインスティテュート 特任教授
- 根本 直子 早稲田大学大学院 経営管理研究科 教授
- 山内 弘隆 武蔵野大学 経営学部 特任教授
- (主査) 山本 隆司 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
- (主査代理) 渡井 理佳子 慶應義塾大学大学院 法務研究科 教授

- (オブザーバ)
- 内閣官房国家安全保障局
- 外務省
- 財務省
- 株式会社東京証券取引所
- 日本電信電話株式会社
- KDDI株式会社
- ソフトバンク株式会社
- 楽天モバイル株式会社
- LINEヤフー株式会社

審議経過

回数	日付	主な検討事項
第1回	2024年 2月14日	・ 外資等規制による経済安全保障の在り方について
第2回	3月12日	・ 関係者ヒアリング（日本電信電話（株）、KDDI（株）、ソフトバンク（株）、楽天モバイル（株）、LINEヤフー（株））
第3回	4月24日	・ 外資等規制による経済安全保障の在り方
第4回	6月18日	・ 論点整理（案）
第5回	10月18日	・ 報告書（案）